地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監査報告書等の記載事項） **第二十六条**　前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。以下同じ。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。以下同じ。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。 一　監査報告書　次に掲げる事項 ［イ～ホ　略］ へ　その他の記載内容に関する事項（第十三項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。） ト～ヌ　［略］ ［二　略］ ［2・3　略］ 4　第一項第一号へに掲げるその他の記載内容（法第三十六条第二項の規定により提出される事業報告書の記載内容並びに同条第三項の規定により作成される説明書類のうち財務諸表及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。 一　その他の記載内容の範囲 二　その他の記載内容に対する理事長及び監事の責任 三　その他の記載内容に対して会計監査人は意見を表明するものではない旨 四　その他の記載内容に対する会計監査人の責任 五　その他の記載内容について会計監査人が報告すべき事項の有無及びその内容 5～13　［略］	（監査報告書等の記載事項） **第二十六条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ホ　同上］ ［新設］ へ～リ　［同上］ ［二　同上］ ［2・3　同上］ ［新設］ 4～12　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第二十六条の規定は、令和四年三月三十一日に終了する事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）の監査証明から適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。